

財団法人 日本視聴覚教育協会

寄 付 行 為

財団法人 日本視聴覚教育協会寄付行為

第1章 総 則

第 1 条 この法人は、財団法人日本視聴覚教育協会と称する。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門1丁目19番5号に置く。

第2章 目的及び事業

第 3 条 この法人は、学校及び一般社会における視聴覚教育の普及向上をはかり、文化の進展につくすことを目的とする。

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての研究、調査とその普及
2. 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する内外の資料・情報の収集とその提供
3. 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する研究会等の開催、及び他の団体等の行う関連事業への協力
4. 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアに関する刊行物の出版
5. 視聴覚教育及び視聴覚教育メディアについての国際的な連携と協調
6. 視聴覚教材の企画、製作、提供、及びその助成
7. 優れた視聴覚教材、またその利用方法についての顕彰と普及
8. 視聴覚教育機材関係の技術面の向上のための協力
9. 関係機関、団体等への協力と連絡・協調のあっせん
10. その他目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

第 5 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 賛助会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品及び助成金
- (6) その他の収入

第 6 条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。
基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。
但し、寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第 7 条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は郵便貯金とし、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、現在理事数の3分の2以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入及び事業に伴う収入等運用財産をもって支弁する。

- 第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度の始まる前に理事会で定め、評議員会の議決を経て、文部科学大臣に報告するものとする。予算を変更した場合も同様とする。
- 第 11 条 この法人の決算は、事業年度が終ってから 3 箇月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、評議員会の承認を受け文部科学大臣に報告しなければならない。この法人の決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越するものとする。
- 第 12 条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、現在理事数の 3 分の 2 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。
- 第 13 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員及び職員

- 第 14 条 この法人には、次の役員を置く。
会 長 1 名
理 事 15 名以上 20 名以内（うち、会長 1 名、常務理事 1 名）
監 事 2 名
- 第 15 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長及び常務理事を定める。
2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 第 16 条 会長はこの法人を代表し、この法人の業務を総理する。常務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代行するとともに、理事会及び評議員会の決議に基づき、日常の事務に従事する。
- 第 17 条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。
- 第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
(1) 法人の財産の状況を監査すること。
(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。
- 第 19 条 この法人の役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
4 役員がこの寄付行為の規定に違反する行為のあったときは、現在理事数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 20 条 役員は、有給とすることができる。
2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。
- 第 21 条 この法人には、評議員 30 名以上 35 名以内を置く。
評議員は、学識経験者、視聴覚教育及び視聴覚教育メディア関係者のうちから、この法人の賛助会員の推薦により理事会の議決を経て会長が委嘱する。
評議員は、役員を兼ねることはできない。
評議員には第 19 条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるは「評議員」と読み替えるものとする。

- 第 22 条 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める事項の外、理事会の諮問に答え、会長に対し、必要と認める事項について助言する。
- 第 23 条 この法人に顧問及び専門委員若干名を置く。
顧問は、学識経験者のうちから、会長が委嘱する。
顧問は、理事会の相談に応じる。
専門委員は、この法人の事業に応じ、技術的、専門的知識を有するものうちから理事会において推薦し、会長が委嘱する。
専門委員は、理事会の諮問に答える。
- 第 24 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
事務局には必要な職員を置く。
職員は、理事会の決議により会長が任免する。
事務の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て地方に事務局の支局を置くことができる。

第 5 章 会 議

- 第 25 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。
但し、会長が必要と認めた場合、又は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、会長は、その請求のあった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
会議の議長は、会長とする。
- 第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開くことができない。
但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除く外、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3 簡易な事項又は急施を要する事項で理事会を開くいとまのない場合は、会長がその課題及び概略を記載した書面で通知し、表決を求めることができる。
この場合の議決は前項の定足数による。
- 第 27 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
(1) 事業計画及び収支予算についての事項
(2) 事業報告及び収支決算についての事項
(3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項
第 25 条及び第 26 条は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第 25 条及び第 26 条中「理事会」及び「理事」とあるは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
- 第 28 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された議事録署名人 2 名が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 賛 助 会 員

- 第 29 条 この法人の目的事業を賛助するものを賛助会員（以下「会員」という）とする。
- 第 30 条 会員は、この寄付行為の施行細則に定める賛助会費（以下「会費」という）を納めるものとする。
- 第 31 条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会届を提出し、会長の承認を受けなければならない。
- 第 32 条 会員は、この法人の事業を行う上に必要なことがらについて研究協議し、その遂行に協力するものとする。

- 第 33 条 会員は次の事由によってその資格を失う。
（１）脱 退
（２）破産の宣告
（３）死亡、失踪宣告又はこの法人の解散
（４）除 名
- 第 34 条 会員で脱退しようとするものは、書面で申出なければならない。
- 第 35 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の 4 分の 3 以上出席した理事会の議決をもってこれを除名することができる。
（１）会費を滞納したとき
（２）この法人の会員としての義務に違反したとき
（３）この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 第 36 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 7 章 寄付行為の変更並びに解散

- 第 37 条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない
- 第 38 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第 39 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、文部科学大臣の許可を得てこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 8 章 附 則

- 第 40 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
（１）寄付行為
（２）役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
（３）財産目録
（４）資産台帳及び負債台帳
（５）収入支出に関する帳簿及び証拠書類
（６）理事会及び評議員会の議事に関する書類
（７）官公署往復書類
（８）収支予算書及び事業計画書
（９）収支計算書及び事業報告書
（１０）貸借対照表
（１１）正味財産増減計算書
（１２）その他必要な書類及び帳簿
2 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
3 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。
- 第 41 条 この寄付行為施行についての規則は、理事会及び評議員会の議決を得て別に定める。

設立の経緯

1. 昭和3年(1928年)1月21日
全日本活映教育研究会として創設
2. 昭和8年(1933年)11月
全日本映画教育研究会と改称
3. 昭和18年(1943年)4月5日
映画教育中央会と合併し、財団法人大日本映画教育会として、財団法人設立の許可を得た。
4. 昭和21年(1946年)10月21日
財団法人大日本映画教育協会が教育映画製作協議会と合併し、財団法人日本映画教育協会に改組
5. 昭和55年(1980年)4月1日
財団法人日本視聴覚教育協会と改称される
(現在に至る)